

## 住田町ふるさとの森林づくり基金条例

平成 24 年 6 月 18 日

住田町条例第 2 号

### (設置)

第 1 条 森林の管理経営や木質資源の活用等により実現した温室効果ガスの排出削減量と森林吸収量の売買により得た資金を、町内の森林環境保全整備事業、森林資源を活用した地域振興事業及び森林環境教育の実施による人材育成事業の財源に充てるため、住田町ふるさとの森林づくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

### (積立て)

第 2 条 基金として積立てる額は、予算で定める。

### (管理)

第 3 条 基金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

### (運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

### (委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、町長が別に定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。